

藤井 武彦 議員



- (一般質問)
- 1 所有者不明土地について
 - 2 消防の組織体制について

**所有者不明土地の解消を！
相続登記申請の義務化**

問

親などの被相続人が亡くなられた法定相続人は相続の手続きをする必要があるが、これまで相続登記の申請は任意とされており、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかつたことや、相続した土地の価値が乏しく売却も困難であるような場合は、費用や手間をかけてまで登記の申請をする意欲が湧きにくいことが、相続登記がされない原因として指摘されている。

令和2年国土交通省調べ

は、全国の所有者不明土地の割合は、国土の24パーセントに及び、その原因は相続時の未登録が要因となっていることが多くの割合を占めているが、本市の現状と今後の影響をどのように把握しているのか。

また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されるが、申請時期や期間はどのようになり、相続登記を行わないとどうなるのか。更に、市民に分かりやすく理解できるような周知方法が必要だと思うが、今後、どのように周知していくのか。

答

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明しても所在が不明で連絡がつかない土地と定義されており、その主な発生原因は、相続登記や所有者の住所変更登記がされていないことによる。所有者不明土地は、全国的にも増えており、相続人の高齢化などで今後、更に増えることが予想されている。

本市の現状として、令和5



新制度を周知するポスター

現在、国においては所有者不明土地の解消に向け、民法や不動産登記法の改正並びに相続土地国庫帰属制度の創設などが行われており、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日に施行される。

具体的には、遺言を含む相続によつて不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされ、正当な理由がないにもかかわらず申請を行わなかった場合には10万円以下の過料の適用対象とされている。

なお、この相続登記申請義務は令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用されることとなっており、この場合は令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしなければならぬとされている。この義務化により、本市においても所有者不明土地の発生予防に一定の効果があるものと認識している。

これまでの周知としては、松山地方事務局西条支局と連携し、資産税課窓口へパンフレットを設置するほか、広報

さいじょうでお知らせしている。

また、本庁舎新館1階及び西部支所ロビーに設置している情報モニターでも来庁者へ周知している。

加えて、令和5年4月に発送した固定資産税の納税通知書の封筒にスマートフォンなどでダイレクトにこの制度の情報を得ることができ二次元バーコードを印刷し、周知を行っている。

今後も、これまでと同様の周知を図っていくとともに、市ホームページにも掲載していくなど、市民にこの制度をよりいっそう理解してもらえよう取り組んでいきたい。

塩崎 雄 大議員



- (一般質問)
- 1 人口減少問題について
 - 2 小・中学校におけるICT教育環境について